

# 2025年度中小企業デジタル化促進事業補助金 募集要項

## 1. 事業概要

市内企業におけるデジタルツール活用を促進するため、市内中小企業者において販路開拓・人材採用・生産性向上等の分野において、社内のデジタル化に向け新たに取り組む場合、それに係る費用の一部を助成します。但し、1事業者1回の申請となります。

## 2. 募集期間

2025年4月10日(木)～(予算が終了次第、募集を締め切ります。先着順)

**※ただし2026年3月6日(金)までに事業が完了し、実績報告書を提出する場合があります。**

## 3. 補助対象者

次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること
- (2) 市税等の滞納がないこと
- (3) 市内に本社または事業所を有すること

## 4. 補助対象事業

販路開拓・人材採用・生産性向上等の分野において、社内のデジタル化に向け新たに取り組む事業

対象分野	補助対象の取組事例
販路開拓	自社ホームページ新設費用、インターネット販売システム(EGサイト)構築費用、アクセス解析ツール導入費用、Web会社見学・工場見学またはオンライン展示会等で使用する動画コンテンツ作成費用、オンライン営業ツール導入費用、デジタルパンフレット作成費用、バーチャル店舗等開設費用
人材採用	人材採用のための自社紹介動画コンテンツ作成費用
生産性向上	決済関連ソフト、経理・会計ソフト、勤怠・労務管理ソフト、3Dキヤド等の導入費又はサービス利用料 ※ただし、既に導入しているソフト等の更新や入替は除く

※同一内容の事業について、国や県が助成する制度(補助金、助成金、委託費等)を重複する事業は申請できません(申請中も同様)

## 5. 補助対象経費

社内のデジタル化に向け新たに取り組むために直接要した経費

※次に掲げる経費については、補助対象となりません。

- ・すでに作成、導入済のものを追加するもの、または軽微な改修等にとどまるもの
- ・交付決定日より前に発注、購入、契約等実施したもの
- ・パソコン、タブレット、プリンタなど汎用性のあるものの購入費、文房具等の事務用品の消耗品代
- ・振込手数料
- ・その他、社会通念上不適切と認められる経費

## 6. 補助率、補助上限額

補助対象経費の2分の1以内 / 補助上限額 30万円以内

※ただし、ソフトウェアで月額・年額にて使用料金が定められている製品（サブスクリプション販売方式等）の場合は、補助上限額 10万円以内（最大1年分の費用が対象、且つ年度内に支払われたもののみ）

## 7. 提出書類

### 【交付申請時】

交付申請書、中小企業デジタル化促進事業補助金事業実施計画書、収支予算書、見積書（写し）、市税完納証明書、その他会頭が必要とする書類

### 【実績報告時】

実績報告書、中小企業デジタル化促進事業補助金事業実施報告書、収支精算書、制作した成果物等の写し、請求書（写し）、領収書等支払いの証明ができるもの（写し）、その他会頭が必要とする書類

## 8. 審査方法、結果の通知

申請後は事務局において書面審査を行い、予算の範囲内にて採択します。  
採択結果については、別途文書にて通知します。

## 9. 実績報告、補助金の支払い

事業終了後、所定の様式により実績報告書を提出していただきます。  
なお補助金の支払いは精算払いのため、実績報告書提出後の審査を通過した後、お支払いすることとなります。

## 10. 提出及び問い合わせ先

塩尻商工会議所 担当：折井・太田  
・塩尻市大門一番町 12-2 えんぱーく 406 ・電話：0263-52-0258